

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設【平成26年10月1日施行】（諮問要綱 第2・第3関係）

- (1) 中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）に係る教育訓練給付金について
- ・ 支給要件期間：10年以上（訓練開始日前に教育訓練給付金を受給したことがない者は2年以上）
 - ・ 支給制限期間：訓練開始日前10年内に教育訓練給付金を受給した場合は支給しない。（一般教育訓練の場合は3年内）
 - ・ 給付割合・給付上限額
 - ア 専門実践教育訓練を受けている者及び修了した者の給付割合は100分の40、給付上限額は96万円（支給単位期間（訓練開始日から6箇月ごとに区分した1の期間）が連続して2あるごとに32万円）
 - イ 専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者として雇用された（※）又は雇用されている者の給付割合は100分の60、給付上限額は144万円（支給単位期間が連続して2あるごとに48万円）
- ※ 教育訓練修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された者に限る。
※ 給付の申請に当たり、キャリア・コンサルティングを受けた旨が分かる書類を添付することとする。
- (2) 教育訓練支援給付金について
- ・ 45歳未満の離職者（訓練開始日が直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内にある者）であり、かつ、次の全てに該当する者が初めて教育訓練給付金を受ける場合において支給する。
 - ア 教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者
 - イ 専門実践教育訓練の修了が見込まれない等の者を除く
 - ・ 1支給単位期間（教育訓練開始日又は受給資格決定日から2箇月ごとに区分した1の期間）について、基本手当の日額の100分の50に支給単位期間の失業の認定を受けた日数を乗じて得た額を給付する。

2. 就業促進手当（再就職手当）の充実（就業促進定着手当）【平成26年4月1日施行】（諮問要綱 第1関係）

早期再就職した雇用保険受給者（再就職手当を受ける者）が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が下回った場合には、6月間職場に定着することを条件に、基本手当の支給残日数の40%相当額を上限として、離職前賃金から再就職後賃金を減じて得た額に6月の雇用期間のうち賃金の支払の基礎となった日数を乗じて得た額を一時金として給付する。

3. その他【平成26年4月1日（（2）（3）公布の日、（4）①7月1日、②10月1日）施行】（諮問要綱 第4関係）

- (1) 特定受給資格者の基準における時間外労働等やむを得ないと考えられる離職理由の取扱いについて、所要の見直しを行う。
- (2) 解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件厳格化の上で延長する。
- (3) 常用就職支度手当について、平成29年3月31日まで延長する。（3年間の延長）
- (4) ①：管轄公共職業安定所の取扱い、②：育児休業期間中の就業の取扱い、に関し緩和措置を講じる。

雇用保険法の一部を改正する法律案の概要

現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずる。

1. 育児休業給付の充実【平成26年4月1日施行】

育児休業給付(休業開始前賃金の50%を支給)について、1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合の休業開始後6月につき、休業開始前の賃金に対する給付割合を67%に引き上げる。

2. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設【平成26年10月1日施行】

- (1) 教育訓練給付(受講費用の2割を支給、給付上限10万円)を拡充し、中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、
 - ・ 給付を引き上げ(受講費用の4割*)、
 - ・ 資格取得等の上で就職に結びついた場合には受講費用の2割*を追加的に給付する
※1年間の給付額は48万円*を上限とする(給付期間は原則2年。資格につながる場合等は最大3年)
＜対象者＞2年以上*の被保険者期間を有する者(2回目以降に受ける場合は10年以上*の被保険者期間が必要)
- (2) 教育訓練支援給付金を創設し、45歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合に、訓練中に離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を給付する。(平成30年度までの暫定措置)

3. その他

- (1) 就業促進手当(再就職手当)の拡充【平成26年4月1日施行】

現行の給付(早期再就職した場合に、基本手当の支給残日数の50%～60%相当額を一時金として支給)に加えて、早期再就職した雇用保険受給者が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合には、6月間職場に定着することを条件に、基本手当の支給残日数の40%相当額を上限として、低下した賃金の6月分*を一時金として追加的に給付する。
- (2) 平成25年度末までの暫定措置の延長【いずれも3年間の延長】
 - ア 解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件厳格化*の上で延長する。
 - イ 雇止め等の離職者(特定理由離職者)について、解雇等の者と同じ給付日数で基本手当を支給する暫定措置を延長する。

(注) *については、法律成立後に省令で具体的に定める事項である。